

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 企業法務の窓辺

記事一覧へ

タフな議論とモラルによるコンプライアンス

加藤 龍司(かとう・りゅうじ)

ツイート 3

g+1 0

Recommend 1

Recommend 1

(2015/03/09)

金融機関のコンプライアンスについて考えたこと

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 加藤 龍司

いくつかの視点

私が、大学の法学部を卒業して17年になる。私は、学生時代、勉強せずに部活と遊ぶことに精を出したが、卒業を前にして就職活動という壁にぶち当たった。当時の先輩方に、「銀行に入れば色々な人に会える、社会勉強にもってこいだ」と教えていただき、私自身も「金融業はなくなるだろう」と考え、銀行に入行した。

入行後、「銀行取引の法的問題をもっと知りたい、銀行が法令順守をできる方法を考えたい」と思うようになり、「どうせ考えるなら、職業も法律に特化しよう」と思い、銀行を辞めて当時設立間もない法科大学院に通うことにした。7年の社会人経験を経て入学した法科大学院では、先生方や仲間にも恵まれ、楽しみながら学ぶことができた。また、司法試験に向けて、計画的に地道に勉強できた。さらに、社会人経験を通して培った「調整」の感覚は、法律の世界でも役に立った。

弁護士業務は想像していたよりも地道だった。特に1年目、2年目の頃は、すべてが新しく、調べ物に明け暮れる毎日だった。また、弁護士は自らの見解を商品としており、できる限りそのクオリティを高める必要がある。この作業のためには、強い精神力と論理力が必要だと感じた。

その後、事務所から、金融庁監督局銀行第一課に2年間の出向の機会を頂いた。ここでは、法令の運用を実践した。そして、日本の官庁の組織力、力強さ、情熱を体感することができた。この経験を通じて、規制を受ける側の金融機関のコンプライアンス態勢についてさらに深く考えるようになった。

おかげで、銀行の中、弁護士、監督官庁という3つの視点から、金融機関を見ることができた。いずれも偶然の機会に恵まれたのだが、貴重な経験である。そして、現在はロンドンに留学する機会を頂き、日本の外から英国と日本の金融の動きを観察している。

金融機関は生きている

上記の3つの職種を経験して、金融機関は、人間と同じ生き物だと感じるようになった。それぞれの家計(健全性)を気にしつつ、時にリスクをとり、ビジネスの機会を広げていく。新しいことや難し



加藤 龍司(かとう・りゅうじ)

1998年3月、東京大学法学部卒。1998年4月から2005年2月まで株式会社ユーエフジェイ銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)勤務。2007年3月、明治大学法科大学院(法務博士(専門職))。2008年12月、司法修習(61期)を経て弁護士登録(第二東京弁護士会)。2009年1月、当事務所入所。2011年1月から2012年12月まで 金融庁監督局銀行第一課に出向。2013年1月、当事務所復帰。



50代から活躍できる
外国人に日本語や日本の文化を伝える仕事。
「日本語教師」という職業ご存じですか?

Human ヒューマンアカデミー 日本語教師養成講座

50代から活躍できる
外国人に日本語や日本の文化を伝える仕事。
「日本語教師」という職業ご存じですか?

法と経済のジャーナル

月額 1,000円(税抜)

ご購読申し込み

商品説明

ログイン

朝日新聞デジタル購読者の方なら手続き不要
法と経済のジャーナルは朝日新聞デジタルの一部です。有料購読中の方は、ログインするだけでお読みいただけます。

▶ 朝日新聞デジタルのお申し込み

編集部からのお知らせ

▶ 「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」って何?

▶ AJ編集部の連絡先は

新着情報

▶ 津波で職員死亡、「組織の備え」不備を批判した盛岡地裁判決 (03/11)

▶ タフな議論とモラルによるコンプライアンス (03/09)

▶ 「気象庁の津波予報のせいで妻は死んだ」国賠訴訟の行方 (03/06)

▶ 不当表示への課徴金制裁の制度創設、その影響と実務対応 (03/04)

▶ 東大ロースクールの実務家教員として (02/23)

特集

▶ 一覧

▶ 東京電力の原発事故・危機対応

東京電力福島第一原子力発電所1～3号機の原子炉は2011年3月11～15日に…

▶ 小沢一郎衆院議員の政治団体の事件記録

自民党や民主党の幹事長を歴任した大物政治家、小沢一郎衆院議員の資金管理団体「…

▶ オリパスと企業統治、コンプライアンス

バブル期から20年余の長きにわたって財テクの損失を隠し、世間の目を欺き続けた…

アーカイブ

▶ 一覧

▶ 過去の主なトピックス

▶ 2010年7月21日の主なトピックス

▶ 2010年7月22日の主なトピックス

▶ 金丸事件：特捜部長と金庫番が語る20年目の真実

▶ 金丸自民党副総裁の5億円受領「先行自白」舞台裏の真実

▶ 5億円ヤミ献金「帰属」で小沢・金丸氏側と検察の攻防

▶ 混合診療の将来

▶ 「混合診療」禁止原則を骨抜きにする判決はなぜ生まれたか

▶ 厚労省の制度運用に注文をつけた最高裁4判事の補足意見

▶ 焦点解説

▶ 日中企業の事業提携 雇用、知財、認可に課題

▶ 郷原弁護士に聞く：コンプガチャ問題は景表法を適用すべき問題か

いことにチャレンジして、他の金融機関より抜きん出ようと競争する。その結果、さらに活躍の場が広がるときもあれば、つまづく時もある。家計のために節約(合理化)も行う。人間の行う活動だから当然かもしれないが、金融機関そのものがとても人間らしいのだ。

他の人がとれないリスクをとれば、金融機関はさらに個性を発揮できる。ただし、無理してリスクをとった場合には将来の損失につながる。そこで、他の人は無理そうだが、自分とはとれるリスクがないかを探す。私自身は、銀行員時代、他社がとれないリスクをどのようにとるかが醍醐味と感じていた。しかしながら、当然これは容易ではなく、なかなか実現が難しいものだった。

ギリギリのリスクをとろうとすると、法的問題点に直面することも多い。関連の法律や制度を駆使し、うまく解決策を作り出せることもあるが、その法的リスクをそのまま受け入れざるを得ないこともある。弁護士としては、このようなリスクをできるだけ無くす術を考えたいが、これができない場合には、依頼者にその旨を告げることとなる。ビジネスをつぶす可能性があり心苦しいが、法的分析をしっかりと行い、リスクをリスクとして把握することも我々の職務である。



社内で法的リスク分析の鍵となるのがコンプライアンス態勢である。コンプライアンス態勢は、自社内の日常的な事象における法的リスクを分析し社内の法的リスクを極小化する機能を持つ。ビジネスにおいて、人は時に、気づきながらも、不都合なリスクを隠して物事を進めなくなる。そのビジネスの担当部署内に法的リ

スクを埋もれさせてしまわぬように、権限の配分・協議などの方法を用い、多面的なリスク評価を行い、組織としての判断を行う。先んじてその制度の枠組みを作り、組織が把握できない法的問題点をなくすことが非常に重要だと思う。例えるならば、コンプライアンス態勢は、その会社にとっての健康相談や診断を行う医療制度であり、その会社自身の健康や長生きのためには欠かせない存在なのだと思う。私もそうなのだが、不摂生をすると健康診断にはなかなか気が進まない。ただ、症状の発見は大事だし早いほうがいい。

コンプライアンスの今後

コンプライアンス態勢は、医療、薬品、金融などの業界を含めたスキャンダルを受け、世界的に、その重要性の認識が高まりつつあるようだ。現在、私の在学するUCL(英国University College London)は、LawWithoutWallsという世界の大学の学生による協同プロジェクトに参加している。このプロジェクトでは、ウェブサイト上のバーチャルミーティングルームに100人近い学生、実務家及び学者が集まり、リーガルビジネスに関するグローバルな課題の解決策を検討する。この中で、今年から、コンプライアンス遵守のためのテーマ型プロジェクトが始まった。私もこのコンプライアンスに関するプロジェクトに参加させて頂いている。その中で、私が今までに感じたのは、コンプライアンスについての考え方は世界で共通する部分が多い、ということである。あるコンプライアンスオフィサーはあらゆる経験を踏まえ、コンプライアンス担当者にとって一番重要なこととして「ビジネスを知ること」を挙げていた。その通りだと思う。

コンプライアンスの今後は、社会的な認識の高まりを受けて、経営陣中心にいかに組織的にコミットできるかにかかっているように思う。過去には、短期的な収益を優先しコンプライアンス対策がおろそかになるケースもあったように思う。しかし、短期的に収益が上がっても、その後法的リスクが現実のものとなれば会社として長期的には高いコストを支払うことになる。仮に、個人が高い報酬を受け取った後に法的リスクが実現した場合には、その人は経済的には難を逃れるかもしれない。ただ、その人が、法的リスクを看過してビジネスを行ったことを後悔せずに一生を過ごせるかという、そうではないように思う。最終的にはその人のモラルの問題で、法律は、モラルのある経営を実現するための補助的な道具なのかもしれない。

金融機関のコンプライアンスは、金融に関する特別な法律や技術があり、少し特殊かもしれない。適用される法律やその下位規定は毎年のように改正され、条文も複雑である。しかしながら、金融機関のコンプライアンスにおいても最も大切なのは、常識的なモラルに基づいた判断であるように思う。例えば、どこまでが許される合理化でどこがカットしてはいけないコアな部分か。顧客や公共性について考えると、ある程度答えが絞れてくる。この絞った答えに基づいてディスカッションを行い、必要があれば企業内でビジネスサイドや経営陣とも議論を戦わせる。コンプライアンス担当部署にはそんなタフな仕事が求められるのだろう。そして、この態勢を維持するためには、経営陣の中にこの部署を強力にバックアップする人材が必要になろう。

私も弁護士として、このようなコンプライアンス態勢構築のための活動に少しでも役立ちたいと思う。そのために今までの仕事に巡り合ってきたのではないかと思う。



加藤 龍司(かとう-りゅうじ)

1998年3月、東京大学法学部卒。1998年4月から2005年2月まで株式会社ユーエフジェイ銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）勤務。2007年3月、明治大学法科大学院（法務博士（専門職））。2008年12月、司法修習（61期）を経て弁護士登録（第二東京弁護士会）。2009年1月、当事務所入所。2011年1月から2012年12月まで 金融庁監督局銀行第一課に出向。2013年1月、当事務所復帰。2014年8月から英国University College London留学中。

論文に「An easier restructuring」(The 2010 Guide to Japan 8th Edition (Edited by IFLR)) (2010年2月) (共同執筆)、「金融機関の有する、顧客の非公開の財務情報及び財務状況等についての分析、評価等に関する情報が記載された文書につき、民事訴訟法220条4号ハ及び197条1項3号所定の「職業の秘密」に関する文書に該当しないとされた事例」(民事研修 No. 635(2010年3月号)) (共著)、「The International Comparative Legal Guide to : Corporate Recovery & Insolvency 2010」(日本関連部分) (Global Legal Group 2010年7月) (共同執筆)、「Insurance & Reinsurance Law & Regulation」(日本関連部分) (European Lawyer Reference First Edition 2014年) (共著)、「Bullock v. Bankchampaign, N.A., 133 S. Ct. 1754 (2013) -11 U.S.C. § 523 (a)(4)の破産免責の例外の要件について判示した事例」(アメリカ法 2014年1月号) (共著)など。

ツイート 3 | g+1 0 | Recommend 1 | Recommend 1

バックナンバー ▶ 記事一覧へ

- ▶ 東大ロースクールの実務家教員として (2015/02/23)
- ▶ 特許庁総務課に出向して地域おこしに取り組む (2015/02/09)
- ▶ 冷めたコーヒーはマズイ? 「物差し」を覚えてくれた喫茶店 (2015/01/26)
- ▶ 北京で暮らすということ —— 食を知り人を知る (2015/01/12)
- ▶ 法律業務と言葉 ～ 文章作成の際に意識すること (2014/12/29)

Facebookでコメントする

ご感想・ご意見などをお待ちしています。

ツイート フォローする

法と経済のジャーナル AJ @asahi_judiciary 3月10日
津波で職員死亡、「組織の備え」不備を批判した盛岡地裁判決 - 法と経済のジャーナル Asahi Judiciary judiciary.asahi.com/fukabori/20150...
概要を見る

法と経済のジャーナル AJ @asahi_judiciary 3月8日
タフな議論とモラルによるコンプライアンス - 法と経済のジャーナル Asahi Judiciary judiciary.asahi.com/corporatelaw/2...
概要を見る

法と経済のジャーナル AJ @asahi_judiciary 3月6日
「気象庁の津波予報のせいで妻は死んだ」国賠訴訟の行方 - 法と経済のジャーナル Asahi Judiciary judiciary.asahi.com/fukabori/20150...
概要を見る

法と経済のジャーナル AJ @asahi_judiciary 3月3日
不当表示への課徴金制裁の制度創設、その影響と実務対応 - 景表法改正による課徴金制度の導入とビジネス上の留意点 - 法と経済のジャーナル Asahi Judiciary judiciary.asahi.com/outlook/201501...
概要を見る

法と経済のジャーナル AJ 2月22日
@asahi_judiciaryさん宛にツイートする

Astandの
商品を紹介して
成果報酬をゲット!
詳しくはこちら ▶

ページトップへ戻る

朝日新聞デジタルの関連サイト
有料会員は追加料金なしでご利用可能。詳しく>>



朝日新聞社から 会社案内 CSR報告書 採用情報 記事や写真利用案内 新聞広告ガイド	デジタル事業から デジタルサービス一覧 携帯サービス Astand(コンテンツ販売) 法人向け配信 写真の購入案内 記事データベース案内	グループ企業 朝日新聞出版の本 朝日新聞出版(dot.) 朝日インタラクティブ	各国語サイト The Asahi Shimbun English Web Edition Asahi Weekly The Asahi Shimbun AJW Forum Asahi Shimbun English-language Publication CNN.co.jp 朝日新聞中文網 アサヒ・アジア・アンテナ ハフィントンポスト日本版
--	---	---	---

